

事務所だより

第119号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

年金生活者支援給付金（第三回）

消費税一〇％増税と同時期に支給開始予定の『年金生活者支援給付金』を（存知でしようか。五月から複数回にわたって、『年金生活者支援給付金』についてご紹介いたします。

障害年金生活者支援給付金

次の要件に該当する方に支給されることになっています。

【支給要件】

① 障害基礎年金の受給者
旧法の障害年金、旧共済各法の障害年金を含みます。

② 前年の所得額が四六二万一〇〇〇円＋扶養親族の数×三八万円以下であること。

【給付額】

障害基礎年金 級の受給者・・・五〇〇〇円（月額）
障害基礎年金 級の受給者・・・六二五〇円（月額）
いずれも毎年度、物価変動

に応じて改定される。

遺族年金生活者支援給付金

次の要件に該当する方に支給されることになっています。

【支給要件】

① 遺族基礎年金の受給者
旧法の遺族年金、旧共済各法の遺族年金を含みます。

② 前年の所得額が四六二万一〇〇〇円＋扶養親族の数×三八万円以下であること。

【給付額】

遺族基礎年金の受給者・・・五〇〇〇円（月額）
毎年度、物価変動に応じて改定される。

給付金の受給手続き

今回の給付金も請求手続きが必要です。今年九月頃に日本年金機構から該当者へはがきサイズの封筒で書類が郵送

先日、従業員の一人から給与の前払いをしてほしいと相談がありました。当社には賃金の前払い制度は設けておりません。また、計算の手間がかかることから前払いを拒みたいと思うのですが、何か問題がありますか。

給与の前払いを拒否したい

従業員から給与の前払いの申し出があった場合、直ちに拒むことはできません。

労働基準法第25条では、『使用者は、労働者が出産、疾病、災害その他厚生労働省令で定める非常の場合の費用に充てるために請求する場合においては、支払期日前であっても、既往の労働に対する賃金を支払わなければならない。』と定めています。これを賃金の『非常時払い』といいます。

賃金支払いは、次の5原則があります。

- ① 通貨で、
- ② 全額を、
- ③ 労働者に直接、
- ④ 毎月1回以上、
- ⑤ 一定期日を定めて支払う

非常時払いは、この5原則の例外です。

今回の対応として、前払いの必要な理由が以下のいずれかに該当しているかを確認します。該当している場合は支払わなければなりません。

- ① 出産し、疾病にかかり、または災害をうけた場合
- ② 結婚し、または死亡した場合
- ③ やむを得ない事由により1週間以上にわたって帰郷する場合

この理由には、労働者本人のほかに、労働者の収入によって生計を維持する者も含まれます。

なお、前払いの対象となる賃金は「既往の労働に対する賃金」です。月給制の賃金や支払い計算期間の途中であれば、就業規則等に定めた方法で日割計算して算出します。従業員の前払い希望額が算出額よりも少ない時は、前払い希望額を支払います。支払時期は定められていませんが、非常時払いということから、できるだけ早く支払ってください。

七月の労務手続 「提出先・納付先」

一〇日

○労働保険の今年度の概算保険料の申告と昨年度分の確定保険料の申告書の提出期限（七月一日）

労働局または労働基準監督署

○健保・厚年の算定基礎届の提出期限（七月一日～二〇日）

「年金事務所または健保組合」

○雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）

「公共職業安定所」

○労働保険一括有期事業開始届の提出（前月以降に一括有期事業を開始している場合）

「労働基準監督署」

三十一日

○労働者死傷病報告の提出（休業四日未満、四月～六月分）

「労働基準監督署」

○健保・厚年保険料の納付

「郵便局または銀行」

○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 「年金事務所」

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 「公共職業安定所」

されてきます。あらかじめ、基礎年金番号や氏名（カタカナ）が印字された請求書（はがきサイズ）に氏名を自署して返信することで請求手続きが完了します。（図参照）

なお、給付金を受け取るための金融機関の口座番号や暗証番号の記入、銀行印の押印は必要ありませんので、もしもそのような情報を記入させる給付金請求書が届いたときは、返信しないようにしてください。

請求後、受給決定に関する通知等が日本年金機構から郵送されてきます。

給付金の請求時期等

給付金は、請求しなければ支給されません。また、年金のように受給権（年金を受け取る権利）が発生したときにさかのぼって支給する、ということはありません。

老齢年金を受給している方で六五歳以上の方や、まもなく六五歳を迎える方は、要件に該当しているかどうか、今一度支給要件で確認してみてください。

制度開始時には経過措置として、今年十二月末日までに

請求時期	支給日（初回）	支給対象期間
今年10月末頃までに	今年12月13日（金）	10月分と11月分の2か月分
今年12月上旬までに	翌年2月14日（金）	10月分から1月分までの4か月分
今年12月末日までに	翌年2月14日（金）	10月分から1月分までの4か月分
翌年1月中旬に	翌年4月15日（水）	2月分と3月分の2か月分

請求すると今年一〇月分から支給される予定です。（表参照）

給付金は、年金の受取口座に年金と分けて振り込まれます。給付金の支給日は、年金と同じ支給日と決められていますので、通帳には同日に二行で印字される、ということです。

給付金の支給時期等

今年九月からポスターやテレビ・ラジオ広告等で広報される予定ですが、これに伴う新たな給付金詐欺的なものが発生することが予測されます。請求書の返信先は『日本年金機構』で、返信先住所は『東京都杉並区高井戸西三丁目五番二四号』です。くれぐれもご注意ください。

（表）

年金生活者支援給付金のターンアラウンド請求書（はがき）のイメージ（案）

※現時点の仮込みであり、今後の変更もあろう。

この請求書の提出の対象となっている基礎年金番号 XXXXX-XXXXXXX	年金生活者支援給付金請求書 〒 年 月 日 提出
平成 年 月 日 提出 ※平成 年 12 月以降、旧法にお支払いを継続するに、すみやかな提出をお願いします。	年金生活者支援給付金を請求いたします。 氏 名 フリガナ XXXXX XXXXX 電話番号 基礎年金番号 XXXXX-XXXXXXX 生年月日 XXXX年XX月XX日 ※支給開始は必ず記入してください。
XXXX-XXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XX XX 様	●日本年金機構では、請求書に本人やご家族（世帯員）の所得情報や市町村から提供されたデータ、年金生活者支援給付金の算出結果を記載します。 ●所領に関する情報については、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。
166-61605 東京府足立区西目黒三丁目5番2号 日本年金機構 東京府足立区西目黒三丁目5番2号	年金生活者支援給付金とは 年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入金額や、所得金額が一定税率以下の方に對して、生活の充実に資することを目的として、年金に上乗せして支給するものです。 ※給付金は、基礎年金生活者支援給付金（旧法の年金生活者支援給付金を含む）、障害年金生活者支援給付金又は遺族年金生活者支援給付金があり、給付金を受けるためには、いずれもこの請求書の提出が必要となりますので、すみやかな提出をお願いします。
出 発 出 発 押 印 押 印	●ご請求された場合のあなたの年金生活者支援給付金の算出結果（月給）は次の通りです。 年金生活者支援給付金 月額 XXXXX 円 給付金種別 老齢 ※実際に支給される年金生活者支援給付金に付随しては、この給付金（月給）と異なる場合があります。 ※記入の際は、関係のリーフレット「年金生活者支援給付金の請求手続きのご案内」をご覧ください。 ●フリガナ（フリガナ）を保護するため、全て記入が完了しましたら、関係の印紙（印紙）を貼付してください。 ●この請求書は、折り曲げたり、関係の印紙（印紙）以外のシール貼付をしないでください。 ●切手を貼ってご返送ください。

（ぎん）

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-504
TEL・FAX 075-611-5300
e-mail k-fujita@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com

編集後記

給与前払いサービス提供（企業）について、経済産業省や金融庁は「違法ではない」との見解です。労基法第24条（賃金の直接払いの原則）に違反していないのか、厚生労働省の見解が待たれるところです。



支給日から五日以内
○賞与支払届の提出

